

土地区画整理事業施行地区における建築行為等の取扱要領

平成13年2月20日
都市開発部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、土地区画整理事業（以下「事業」という。）施行地区において、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定による事業施行者（以下「施行者」という。）として、建築行為等の制限に関する取扱要領を定め、事業費の増大、事業の長期化等を抑え、もって将来における円滑な事業の確保および誘導に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築行為等 建築物その他の工作物の新築、増築もしくは改築又は土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「政令」という。）第70条で定める移動の容易でない物件の設置もしくは堆積を行うことをいう。
- (2) 新築 イ 現在建築物が建てられていない敷地に建築物を建てることをいう。
新築 ロ 現在建てられている建築物の全部を除却し、従前のものと著しく異なる用途、規模および構造により建築物を建てることをいう。
- (3) 増築 現在建てられている建築物に建築物を建て増しすることをいう。
- (4) 改築 現在建てられている建築物の全部もしくは一部を除却し、引き続き従前のものと著しく異なる用途、規模および構造により建築物を建てることをいう。

(適用地区)

第3条 この要領は、秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業の地区（以下「第三地区」という。）および秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業の地区（以下「西北地区」という。）に限り

適用する。

(許可申請書の取扱い)

第4条 施行者は、許可申請書の申請時に、第三地区については別表1、西北地区については別表2に基づき事業施行上の支障の度合いを判断し、調査書(様式第1号)により施行者としての意見について速やかに市長へ報告するものとする。

(建築物の構造)

第5条 建築物の構造が、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、容易に移転もしくは除却することができるものであること。ただし、事業の施行に支障がない仮換地内での建築行為等、法第77条第2項の移転通知に基づく移転に係る建築行為等および仮換地の使用収益開始の通知に伴う建築行為等については、この限りでない。

(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないもの

(2) 主要構造部が木造、鉄骨造又は簡易組立式構造であり、かつ、木杭以外の杭を使用しないもの

(3) 軟弱な地盤において地盤改良等を施工する場合は、金属製材料を使用しないもの

(必要書類の提出)

第6条 施行者は、必要に応じて次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 借地人における建築行為等については、土地所有者の承諾書(様式第2号)

(2) 仮換地指定等がある場合は、仮換地指定通知書等の写し

(3) 軟弱な地盤において地盤改良等を施工する場合は、その詳細のわかる図書

(4) その他必要と認められる書類

(委任)

第7条 この要領に定めのない事項については、施行者が別途定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の実施の際、現に受理している許可申請書等の取扱いについては、なお従前の例による。